

動薬協会 265号
平成24年12月26日

社団法人日本動物用医薬品協会
会 員 各 位

社団法人 日本動物用医薬品協会
理事長 福井邦顯
(公印省略)

飼料の有害物質の一部改正について

当協会の業務運営につきましては、日頃からご支援、ご協力を頂きお礼申し上げます。
さて、標記のことについて、農林水産省消費・安全局長より通知がありましたのでお知らせします。



24消安第4304号
平成24年12月17日

特例社団法人 日本動物用医薬品協会理事長 殿

農林水産省消費・安全局長



飼料の有害物質の指導基準の一部改正について

このことについて、別添のとおり通知したので、御了知の上、貴団体傘下の
会員又は組合員に対する周知徹底につき御協力願います。



(別添)

写

24消安第4304号

平成24年12月17日

各都道府県知事 殿

農林水産省消費・安全局長

飼料の有害物質の指導基準の一部改正について

稲わら、稲発酵粗飼料及び籾米（以下「稲わら等」という。）における農薬の残留基準については、「飼料の有害物質の指導基準の制定について（昭和63年10月14日付け63畜B第2050号農林水産省畜産局長通知）」において指導基準として設定されております。

今般、稲わら等における農薬の残留実態等について新たな試験結果が集積されたことから、指導基準を追加することとし、当該通知を別紙のとおり改正します。

つきましては、本改正内容について、貴管下関係者に対し周知していただきますようよろしくお願いいたします。

(別紙) 飼料の有害物質の指導基準の制定について (昭和63年10月14日付け63畜B第2050号農林水産省畜産局長通知。平成24年12月17日一部改正) 新旧対照表

改 正 後				改 正 前			
別 紙	種 類	有 害 物 質 名	対 象 と な る 飼 料	種 類	有 害 物 質 名	対 象 と な る 飼 料	単 位 : mg/kg
	農 業			農 業			基 準
		トリクロロホン	稲わら 籾米		トリクロロホン	稲わら 籾米	2 2
		ピメトロジン	稲わら		[略]	[略]	1
		[略]	[略]		[略]	[略]	[略]
		イソプロチオラン	稲わら 稲発酵粗飼料 籾米		イソプロチオラン	稲わら 稲発酵粗飼料 籾米	40 20 15
		イプロベンホス	稲わら		[略]	[略]	15
		[略]	[略]		[略]	[略]	[略]
		クロロタロニル	稲わら 稲発酵粗飼料		クロロタロニル	稲わら 稲発酵粗飼料	0.2 0.1
		シメコナゾール	稲わら 籾米		[略]	[略]	1 0.3
		[略]	[略]		[略]	[略]	[略]
		ピロキロン	稲わら 稲発酵粗飼料		ピロキロン	稲わら 稲発酵粗飼料	3 0.5
		フェノキサニル	稲わら 稲発酵粗飼料		[略]	[略]	30 3
		[略]	[略]		[略]	[略]	[略]

プロベナゾール	3	稲わら 稲発酵粗飼料	プロベナゾール	3	稲わら 稲発酵粗飼料
メトミノストロピン	0.7	稲わら 稲発酵粗飼料	[略]	0.7	[略]
[略]	0.3	[略]	[略]	0.3	[略]
[略]	5	稲わら 稲発酵粗飼料	[略]	5	[略]
[略]	2	稲わら 稲発酵粗飼料	[略]	2	[略]
メプロニル	25	稲わら 稲発酵粗飼料	メプロニル	25	稲わら 稲発酵粗飼料
[略]	10	[略]	[略]	10	[略]
[略]	7	[略]	[略]	7	[略]
オキサジクロメホン	0.3	稲わら 稲発酵粗飼料	オキサジクロメホン	0.3	稲わら 稲発酵粗飼料
キノクラミン	0.1	稲わら 稲発酵粗飼料	キノクラミン	0.1	稲わら 稲発酵粗飼料
クミルロン	0.3	稲わら 稲発酵粗飼料	クミルロン	0.3	稲わら 稲発酵粗飼料
[略]	0.05	稲わら 稲発酵粗飼料	[略]	0.05	[略]
[略]	2	稲わら	[略]	2	[略]
ジメタメトリン	[略]	稲わら	ジメタメトリン	[略]	[略]
ダイムロン	0.2	稲わら	ダイムロン	0.2	稲わら
[略]	0.7	稲わら	[略]	0.7	[略]
[略]	[略]	稲わら	[略]	[略]	[略]
モリネート	0.3	稲わら	モリネート	0.3	稲わら
パクロブトラゾール	0.7	稲わら	パクロブトラゾール	0.7	稲わら
プロヘキサジオンカルシウム 塩	0.2	稲わら	プロヘキサジオンカルシウム 塩	0.2	稲わら
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

注： [略]

注： [略]

(参考)

飼料の有害物質の指導基準の制定について

昭和63年10月14日付け63畜B第2050号
(最終改正) 平成24年12月17日付け24消安第4304号

下線部:24消安第4304号による改正箇所

別紙

単位: mg/kg

種類	有害物質名	対象となる飼料	基準
農薬	イソプロカルブ	稲わら	1
		稲発酵粗飼料	0.1
	イミダクロプリド	稲わら	10
		稲発酵粗飼料	3
	エチプロール	稲わら	3
		籾米	1
	カルボスルファン	稲わら	0.7
		稲発酵粗飼料	1
	クロチアニジン	稲わら	2
		稲発酵粗飼料	1
	クロマフェノジド	稲わら	5
		籾米	3
	クロラントラニリプロール	稲わら	0.1
	ジノテフラン	稲わら	5
		稲発酵粗飼料	5
	スピノサド	稲わら	0.5
		稲発酵粗飼料	0.2
	ダイアジノン	稲わら	2
		稲発酵粗飼料	1
	チアクロプリド	稲わら	0.5
		稲発酵粗飼料	0.2
	チアメトキサム	稲わら	0.2
		稲発酵粗飼料	0.1
		籾米	3
	テプフェノジド	稲わら	20
		稲発酵粗飼料	10
	トリクロルホン	稲わら	2
		籾米	2
	ピメトロジン	稲わら	1
	フィプロニル	稲わら	0.2
稲発酵粗飼料		0.1	
フェノブカルブ	稲わら	5	
	稲発酵粗飼料	5	
	籾米	3	
フェンチオン	稲わら	2	
	稲発酵粗飼料	0.1	
フェントエート	稲わら	2	
	稲発酵粗飼料	1	
	籾米	0.7	
プロフェジン	稲わら	25	
	稲発酵粗飼料	15	
	籾米	10	

(参考)

種類	有害物質名	対象となる飼料	基準
	マラチオン	稲わら	0.2
		籾米	2
	メトキシフェノジド	稲わら	5
		稲発酵粗飼料	2
		籾米	2
	アゾキシストロビン	稲わら	5
		稲発酵粗飼料	1
		籾米	2
	イソプロチオラン	稲わら	40
		稲発酵粗飼料	20
		籾米	15
	<u>イプロベンホス</u>	稲わら	15
	エディフェンホス	稲わら	10
		稲発酵粗飼料	1
	オキシロニック酸	稲わら	10
		稲発酵粗飼料	0.1
		籾米	3
	オリサストロビン	稲わら	5
		籾米	1
	クロタロニル	稲わら	0.2
		稲発酵粗飼料	0.1
	<u>シメコナゾール</u>	稲わら	1
		籾米	0.3
	チウラム	稲わら	0.04
		稲発酵粗飼料	0.02
	カルプロバミド	稲わら	3
		稲発酵粗飼料	0.7
	カルベンダジム、チオファネート、チオファネートメチル及びベノミル	稲わら	0.3
		稲発酵粗飼料	0.1
		籾米	10
	ヒドロキシイソキサゾール	稲わら	1
		籾米	0.5
	ピロキロン	稲わら	3
		稲発酵粗飼料	0.5
	<u>フェノキサニル</u>	稲わら	30
		稲発酵粗飼料	3
	フェリムゾン	稲わら	2
		籾米	5
	フサライド	稲わら	130
		稲発酵粗飼料	30
	フラメトビル	稲わら	5
		籾米	1
	フルジオキサニル	稲わら	0.05
		稲発酵粗飼料	0.1
	フルトラニル	稲わら	20
		稲発酵粗飼料	5
		籾米	5
	プロクロラズ	稲わら	0.2
		稲発酵粗飼料	0.1

(参考)

種類	有害物質名	対象となる飼料	基準
	プロベナゾール	稲わら 稲発酵粗飼料 粃米	3 0.7 0.3
	<u>メトミノストロピン</u>	稲わら 粃米	5 2
	メトラキシル	稲わら 稲発酵粗飼料	0.5 0.2
	メプロニル	稲わら 稲発酵粗飼料 粃米	25 10 7
	2, 4-D	稲わら	1
	MCPA	稲わら	2
	オキサジクロメホン	稲わら 稲発酵粗飼料	0.3 0.1
	<u>キノクラミン</u>	稲わら 粃米	0.3 0.05
	<u>クミルロン</u>	稲わら	2
	グリホサート	稲わら 稲発酵粗飼料	0.2 0.2
	グルホシネート	稲わら	0.5
	ジクワット	稲わら	0.05
	シハロホップブチル	稲わら 稲発酵粗飼料 粃米	2 0.1 2
	ジメタメトリン	稲わら	0.2
	<u>ダイムロン</u>	稲わら	0.7
	パラコート	稲わら	0.3
	ハロスルフロンメチル	稲わら 稲発酵粗飼料	0.2 0.1
	ピリミノバックメチル	稲わら 稲発酵粗飼料	0.2 0.1
	プロモブチド	稲わら	2
	ペノキスラム	稲わら 稲発酵粗飼料 粃米	0.2 0.1 0.1
	ベンスルフロンメチル	稲わら 稲発酵粗飼料	0.1 0.05
	ベンタゾン	稲わら 稲発酵粗飼料	0.3 0.1
	ベンチオカーブ	稲わら	0.1
	ペンディメタリン	稲わら	0.02
	ベンゾフェナップ	稲わら	0.7
	モリネート	稲わら	0.3
	<u>パクロブトラゾール</u>	稲わら	0.7
	<u>プロヘキサジオンカルシウム塩</u>	稲わら	0.2

(参考)

種類	有害物質名	対象となる飼料	基準
重金属等	鉛	配合飼料, 乾牧草等	3
		魚粉, 肉粉, 肉骨粉	7
	カドミウム	配合飼料, 乾牧草等	1
		魚粉, 肉粉, 肉骨粉	3
水銀	配合飼料, 乾牧草等	0.4	
	魚粉, 肉粉, 肉骨粉	1	
ひ素	配合飼料, 乾牧草等 (稲わらを除く)	稲わら	2
		稲わら	7
		魚粉, 肉粉, 肉骨粉	7
かび毒	アフラトキシンB ₁	配合飼料 (牛用 (ほ乳期子牛用及び乳用牛用を除く), 豚用 (ほ乳期子豚用を除く), 鶏用 (幼すう用及びブロイラー前期用を除く) うずら用)	0.02
		配合飼料 (ほ乳期子牛用, 乳用牛用, ほ乳期子豚用, 幼すう用, ブロイラー前期用)	0.01
その他	メラミン	尿素を除く飼料 (飼料原料を含む。)	2.5

- 注1. 基準の対象となる配合飼料には, 混合飼料を含み, 養殖水産動物用飼料は含まない。
2. 「乾牧草等」は, 乾牧草, ヘイキューブ, 稲わら, 綿実及びビートパルプを指す。
3. 「肉骨粉」には, 家禽処理副産物を含む。
4. 基準の対象となる稲わら又は稲発酵粗飼料は, 飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令 (昭和51年農林省令第35号) の別表第1の1の(4)のセに定める牧草の基準値の対象に含まない。